

国立大学法人琉球大学保有個人情報開示等実施規程

〔 令和4年8月1日
制 定 〕

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人琉球大学保有個人情報等管理規則第37条第2項の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）その他関係法令に定めるもののほか、国立大学法人琉球大学（以下「本法人」という。）の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止（以下「開示等」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
 - (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 2 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）で定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 3 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 4 この規程において「保有個人情報」とは、本法人の教職員が職務上作成し、又は取得した個人情報（次項に規定する個人番号及び第6項に規定する特定個人情報を含む。）であつて、本法人の教職員が組織的に利用するものとして、本法人が保有する法人文書（国立大学法人琉球大学法人文書管理規程第2条第1号に規定する「法人文書」をいう。）に記載されているものをいう。
- 5 この規程において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7

- 条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- 6 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 7 この規程において「教職員」とは、役員、教員及び職員をいう。
- 8 この規程において「部局等」とは、国立大学法人琉球大学組織規則に規定する運営推進組織、教育研究等組織及び事務組織の各組織をいう。

第2章 開示請求

（開示請求の手続）

- 第3条** 開示請求は、保有個人情報開示請求書（別紙様式第1号。以下「開示請求書」という。）を、学長に提出してしなければならない。
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、施行令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」という。）による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を確認することができる書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 前項の代理人は、開示請求書とともに委任状（別紙様式第2-1号又は第2-2号）を提出しなければならない。
- 4 学長は、提出された開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、学長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供する。
- 5 学長は、開示請求書を受け付けたときは、開示請求者に開示請求書の写し1部を交付する。

（保有個人情報の開示義務）

- 第4条** 学長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に法第78条各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示する。

（部分開示）

- 第5条** 学長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示する。
- 2 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外

の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第6条 学長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第7条 学長は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第8条 学長は、保有個人情報開示請求があった場合は、当該保有個人情報を保有する部局等の長に開示請求書の写しを送付し、開示請求対象文書の提出を依頼するとともに、開示、部分開示又は不開示に対する意見を聴く。

2 前項により開示請求対象文書の提出及び意見を求められた部局等の長は、当該保有個人情報に係る関係者でこれを検討し、対象文書の提出とともに開示、部分開示又は不開示に対する意見を書面により学長に回答しなければならない。

3 学長は、前項の意見及び必要に応じ、国立大学法人琉球大学情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の意見を参考に、当該保有個人情報に係る開示、部分開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）を行う。

4 学長は、前項の決定において、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、保有個人情報開示決定通知書（別紙様式第3号）により、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、保有個人情報不開示決定通知書（別紙様式第4号）により開示請求者に通知する。

(開示決定等の期限)

第9条 開示決定等は、法第77条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求のあった日から30日以内に行う。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、学長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を保有個人情報開示決定等期限延長通知書（別紙様式第5号）により通知する。

(開示決定等の期限の特例)

第10条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支

障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、学長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき、開示請求があった日から60日以内に開示決定等をしたうえで、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行う。この場合において、学長は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、開示決定等期限特例延長通知書（別紙様式第6号）により通知する。

（事案の移送）

第11条 学長は、開示請求に係る保有個人情報^{が他の行政機関等（法第2条第11項。ただし、独立行政法人等については別表第二に掲げる法人を含む。）から提供されたものであるとき、その他他の行政機関等において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関等と協議の上、当該他の行政機関等に対し、事案を移送することができる。この場合において、学長は、当該他の行政機関等に対し、保有個人情報開示請求事案移送書（別紙様式第7号）により通知するとともに、開示請求者に対し、保有個人情報開示請求事案移送通知書（別紙様式第8号）により事案を移送した旨を通知する。}

- 2 前項の規定により、移送を受けた行政機関等が全部又は一部を開示する決定をしたときは、学長は、当該開示の実施に必要な協力をする。
- 3 学長は、他の行政機関等から開示請求に係る事案が移送されたときは、当該開示請求についての開示決定等をする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条 学長は、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第29条及び第30条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、第三者意見照会書（法第86条1項適用）（別紙様式第9号）により意見を照会し、開示決定等に関する第三者意見書（別紙様式第11号。以下「意見書」という。）を提出する機会を与えることができる。

- 2 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、第三者意見照会書（法第86条2項適用）（別紙様式第10号）により当該第三者に照会し、意見書を提出する機会を与える。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - (1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が法第78条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - (2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を法第80条の規定により開示しようとするとき。
- 3 学長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置く。この場合において、学長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第29条において「反対意見

書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由を、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別紙様式第12号)により通知する。

(開示の実施)

第13条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは用紙に複写したものの閲覧又は用紙若しくはCD-Rに複写した写しの交付により、電磁的記録に記録されているときは用紙に出力したものの若しくは専用機器により再生したものの閲覧又は用紙、CD-Rその他適当な記録媒体に複写した写しの交付により行う。

2 保有個人情報の開示は、原則として総務部総務課において実施する。ただし、閲覧の場合にあっては、当該保有個人情報を移動することにより汚損するおそれがある場合や当該開示を受ける者が総務部総務課まで出向くことが困難な場合等やむを得ない場合には、当該保有個人情報を保有する部局等において開示を実施することができる。

3 開示を受ける者が、写しの送付による開示の実施を希望するときは、郵送料を郵便切手で徴収する。

4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別紙様式第13号)により、開示決定の通知があった日から30日以内に、学長に対し、その求める開示の実施方法等を申し出なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第14条 学長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(特定個人情報を除く。)が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料)

第15条 開示請求をする者は、国立大学法人琉球大学料金規程に定める手数料を納めなければならない。ただし、特定個人情報に係る開示請求を行う場合において、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該手数料を免除することができる。

2 前項ただし書の規定による手数料の免除を受けようとする者は、開示請求書の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した、保有個人情報開示請求に係る手数料の免除申請書(別紙様式第14号)を学長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、特定個人情報に係る本人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては

当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

- 4 学長は、前2項の書面により、手数料を納付する資力がないと認める場合は、開示請求者に対し、保有個人情報開示請求に係る手数料の免除決定通知書（別紙様式第15号）により免除する旨を通知し、手数料を納付する資力がないと認められない場合は、開示請求者に対し、保有個人情報開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書（別紙様式第16号）により、免除しない旨を通知する。

第3章 訂正請求

（訂正請求の手続）

第16条 訂正請求は、保有個人情報訂正請求書（別紙様式第17号。以下「訂正請求書」という。）を学長に提出してしなければならない。

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、施行令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」という。）による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を確認することができる書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 前項の代理人は、訂正請求書とともに委任状（別紙様式第18-1号又は第18-2号）を提出しなければならない。
- 4 学長は、提出された訂正請求書に形式上の不備があるときは、訂正請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 5 学長は、訂正請求書を受け付けたときは、訂正請求者に訂正請求書の写し1部を交付する。

（保有個人情報の訂正義務）

第17条 学長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をする。

（訂正請求に対する措置）

第18条 学長は、保有個人情報について訂正請求があつた場合は、当該保有個人情報を保有する部局等の長に訂正請求書の写しを送付し、訂正する又は訂正しないことに対する意見を聴く。

- 2 前項により意見を求められた部局等の長は、当該保有個人情報に係る関係者でこれを検討し、その意見を書面により学長に回答しなければならない。
- 3 学長は、前項の意見及び必要に応じ委員会の意見を参考に、当該保有個人情報を訂正する、又は訂正しない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）を行う。
- 4 学長は、前項の決定において、訂正請求に係る保有個人情報を訂正するときは、保有個人情報訂正決定通知書（別紙様式第19号）により、訂正請求に係る保有個人情報を訂正しないときは、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（別紙様式第20号）

により、訂正請求者に通知する。

(訂正決定等の期限)

第19条 訂正決定等は、法第91条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求のあった日から30日以内に行う。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内限り延長することができる。この場合において、学長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長後の理由を保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(別紙様式第21号)により通知する。

(訂正決定等の期限の特例)

第20条 学長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をする。この場合において、学長は、前条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(別紙様式第22号)により通知する。

(事案の移送)

第21条 学長は、訂正請求に係る保有個人情報が第11条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、学長は、当該他の行政機関等に対し、保有個人情報訂正請求事案移送書(別紙様式第23号)により通知するとともに、訂正請求者に対し、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(別紙様式第24号)により事案を移送した旨を通知する。

2 前項の規定により、事案が移送された行政機関等が訂正する決定をしたときは、学長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第22条 学長は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(別紙様式第25号)により通知する。

第4章 利用停止請求

(利用停止請求の手続)

第23条 利用停止請求は、保有個人情報利用停止請求書(別紙様式第26号。以下「利用停止請求書」という。)を学長に提出してしなければならない。

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、施行令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」という。))による利用停止請求にあつては、利用停

止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を確認することができる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 前項の代理人は、利用停止請求書とともに委任状(別紙様式第27-1号又は別紙様式第27-2号)を提出しなければならない。
- 4 学長は、提出された利用停止請求書に形式上の不備があるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、学長は、利用停止請求者に対し、補正の参考となる情報を提供する。
- 5 学長は、利用停止請求書を受け付けたときは、利用停止請求者に利用停止請求書の写し1部を交付する。

(保有個人情報の利用停止義務)

第24条 学長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本法人における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

- 第25条** 学長は、保有個人情報について利用停止請求があった場合は、当該保有個人情報を保有する部局等の長に利用停止請求書の写しを送付し、利用停止(消去及び提供の停止を含む。以下同じ。)する又は利用停止しないことに対する意見を聴く。
- 2 前項により意見を求められた部局等の長は、当該保有個人情報に係る関係者でこれを検討し、その意見を書面により学長に回答しなければならない。
 - 3 学長は、前項の意見及び必要に応じ委員会の意見を参考に、当該保有個人情報を利用停止する、又は利用停止しない旨の決定(以下「利用停止決定等」という。)を行う。
 - 4 学長は、前項の決定において、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止するときは、保有個人情報利用停止決定通知書(別紙様式第28号)により、利用停止請求に係る保有個人情報を利用停止しないときは、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(別紙様式第29号)により、利用停止請求者に通知する。

(利用停止決定等の期限)

- 第26条** 利用停止決定等は、法第99条第3項に規定する補正に要した日数を除き、利用停止請求のあった日から30日以内に行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、学長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長理由を保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(別紙様式第30号)により通知する。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 27 条 学長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をする。この場合において、学長は、前条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別紙様式第 3 1 号）により通知する。

第 5 章 審査請求

（審査会への諮問及び裁決）

第 28 条 学長は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、必要に応じ委員会の意見を求め、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、諮問書（別紙様式第 3 2 - 1 号、第 3 2 - 2 号、第 3 2 - 3 号又は第 3 2 - 4 号）により、法第 1 0 5 条第 1 項に規定する情報公開・個人情報保護審査会に諮問する。

- （1）審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- （3）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- （4）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 学長は、前項の規定により諮問をしたときは、次の各号に掲げる者に対し、諮問をした旨を、情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした旨の通知書（別紙様式第 3 3 号）により通知する。

- （1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 1 3 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。）
- （2）開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （3）当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

3 学長は、情報公開・個人情報保護審査会からの答申を踏まえ、委員会の意見を求めた上で、審査請求に対する裁決を行い、裁決書（別紙様式第 3 4 号）により、前項各号に掲げる者に通知する。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第 29 条 第 1 2 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- （1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- （2）審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三

者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第6章 その他

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第30条 学長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示請求等」という。）しようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、本法人が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供、開示請求等に係る手続等の教示その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる。

(病院長の専決)

第31条 病院における医療関係の保有個人情報の開示等については、第2章から前章までに定める学長の権限に属する事項は、病院長の専決事項とする。

2 病院長は、この規程で定めるもののほか、医療関係の保有個人情報の開示等に係る手続等に関し、別に定めることができる。

(審査基準)

第32条 本法人は、本法人における保有個人情報の開示等を円滑に実施するため、保有個人情報の開示等に関する審査基準を定める。

2 前項の審査基準については、別に定める。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示等の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

第34条 この規程の改廃は、教育研究評議会の審議及び役員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和4年8月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人琉球大学の保有する個人情報の開示等の実施に関する規則（平成17年3月15日制定）は、廃止する。

別紙様式第2-1号（第3条第3項関係）
（個人情報に係る開示請求用）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限と開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別紙様式第2-2号（第3条第3項関係）
（特定個人情報に係る開示請求用）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限と開示の実施を受ける権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1. 決定内容
2. 開示請求内容
3. 特定した保有個人情報が記録される文書及びその名称等
4. 全部開示する保有個人情報
5. 一部不開示とする保有個人情報とその理由部分

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

6. 開示する保有個人情報の利用目的

7. 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項を御確認ください。
保有個人情報開示請求書にて希望された開示の実施の方法等により、開示を実施できます。

<実施の方法> 閲覧、写しの交付、写しの送付

事務所へお越しの際、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」の提出をお願いします。また、写しの送付を希望される場合には、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」及び送付に要する費用（郵便切手）を同封の上、下記連絡先宛て、送付願います。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

日時： 年 月 日 () から 年 月 日 () まで

(土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く。)

※8：30～17：15（昼休み12：00～13：00を除く。）

場所：○○○○○○○○○

(3) 写しの送付を希望する場合の郵送料

【複写機により複写したものの送付を希望する場合】

円（普通郵便）， 円（速達郵便）

【電磁的記録をCD-Rに複写したものの送付を希望する場合】

円（普通郵便）， 円（速達郵便）

8. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に基づき、下記のとおり、全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

1. 決定内容
2. 開示請求内容
3. 特定した保有個人情報が記録される文書及びその名称等
4. 開示をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 開示請求のあった保有個人情報の名称等

2. 延長後の期間

延長後の開示決定等期限 年 月 日
(延長する日数 日)

3. 延長の理由

4. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 開示請求のあった保有個人情報の名称等

2. 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3. 開示決定等する期限

開示請求のあった保有個人情報のうち、○○○○の部分については、年 月 日まで（延長する日数 日）に開示決定等を行う。

残りの部分については、年 月 日まで（延長する日数 日）に開示決定等を行う。

4. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人琉球大学
学長 〇 〇 〇 〇

保有個人情報開示請求事案移送書

年 月 日付で請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

担当課等 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報開示請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「開示決定等に関する第三者意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	（課室名） （連絡先）
意見書の提出期限	年 月 日

担当課等 ○○○○○○○○○ 電話番号：○○○－○○○－○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「開示決定等に関する第三者意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

開示決定等に関する第三者意見書

年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

〇 〇 〇 〇 様

国立大学法人琉球大学
学長 〇 〇 〇 〇

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付で「開示決定等に関する第三者意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、〇〇〇を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

担当課等 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

〇 〇 〇 〇 殿

(ふりがな)

氏名 _____
住所又は居所 _____
〒 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1. 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2. 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 用紙に複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) CD-Rに複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(4) その他	① 全部 ② 一部 ()

3. 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手等の額 円
無 〕

年 月 日

保有個人情報開示請求に係る手数料の免除申請書

○ ○ ○ ○ 殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第33条第2項の規定に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

1. 開示を請求する保有個人情報

2. 免除を求める理由

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- ② その他

（注） ①又は②のいずれかに○印を付してください。

①に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

②に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

保有個人情報開示請求に係る手数料の免除決定通知書

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学

学長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律第89条第4項の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

1. 対象となる保有個人情報の名称

2. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

保有個人情報開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

年 月 日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

1. 対象となる保有個人情報の名称

2. 免除が認められない理由等

（注）

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

国立大学法人琉球大学長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所
〒 _____ 電話番号: _____

メールアドレス: _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

ア 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類
運転免許証 健康保険被保険者証（住所記載のあるもの）
個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
その他（ ）

※郵送にて請求する場合のみ、以下の書類も必要
住民票の写し

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載ください。）
 (ア) 本人の状況
未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人 任意代理人委任者
 (イ) 本人の氏名 _____
 (ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの請求資格確認書類を提示又は提出ください。
戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の請求資格確認書類を提出してください。
委任状（委任状に付随する書類を含む）
 (*この欄は記入しないでください)

備考	(受付印)
----	-------

別紙様式第18-1号（第16条第3項関係）
（個人情報に係る訂正請求用）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別紙様式第18-2号（第16条第3項関係）
（特定個人情報に係る訂正請求用）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することに決定したので通知します。

記

1. 決定内容
2. 訂正請求内容
3. 訂正する保有個人情報が記録される文書及びその名称等
4. 訂正する保有個人情報とその理由部分

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○－○○○－○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1. 決定内容
2. 訂正請求内容
3. 訂正請求内容に係る保有個人情報が記録される文書及びその名称等
4. 訂正をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○－○○○－○○○○

別紙様式第 2 1 号（第 1 9 条第 2 項関係）

琉大総第 号
年 月 日

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 訂正請求のあった保有個人情報の名称等

2. 延長後の期間

延長後の訂正決定等期限 年 月 日
(延長する日数 日)

3. 延長の理由

4. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 訂正請求のあった保有個人情報の名称等

2. 法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3. 訂正決定等する期限

訂正請求のあった保有個人情報のうち、○○○○の部分については、年 月 日まで（延長する日数 日）に訂正決定等を行う。

残りの部分については、年 月 日まで（延長する日数 日）に訂正決定等を行う。

4. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人琉球大学

学長 〇 〇 〇 〇

保有個人情報訂正請求事案移送書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	(複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨)

担当課等 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人琉球大学
学長 〇 〇 〇 〇

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	（訂正内容） （訂正理由）

担当課等 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

別紙様式第27-1号（第23条第3項関係）
（個人情報に係る利用停止請求用）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

別紙様式第27-2号（第23条第3項関係）
（特定個人情報に係る利用停止請求用）

委 任 状

（代理人）住所 _____

氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）住所 _____

氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- ① 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前 30 日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- ② 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

1. 決定内容
2. 利用停止請求内容
3. 利用停止する保有個人情報が記録される文書及びその名称等
4. 利用停止する保有個人情報とその理由部分

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1. 決定内容
2. 利用停止請求内容
3. 利用停止請求内容に係る保有個人情報が記録される文書及びその名称等
4. 利用停止をしないこととした理由

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、○○○に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、○○○を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

5. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 利用停止請求のあった保有個人情報の名称等

2. 延長後の期間

延長後の利用停止決定等期限 年 月 日
(延長する日数 日)

3. 延長の理由

4. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

○ ○ ○ ○ 様

国立大学法人琉球大学
学長 ○ ○ ○ ○

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1. 利用停止請求のあった保有個人情報の名称等
2. 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由
3. 利用停止決定等する期限
利用停止請求のあった保有個人情報のうち、○○○○の部分については、年 月 日まで（延長する日数 日）に利用停止決定等を行う。
残りの部分については、年 月 日まで（延長する日数 日）に利用停止決定等を行う。
4. 担当課等 ○○○○○○○○ 電話番号：○○○-○○○-○○○○

別紙様式第32-1号（第28条第1項関係）

琉大総第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人琉球大学

学長 ○ ○ ○ ○

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙様式第32-1号（第28条第1項関係）（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書（写し） ② 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等（写し） ⑥ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

別紙様式第32-2号（第28条第1項関係）

琉大総第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人琉球大学

学長 ○ ○ ○ ○

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第93条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙様式第32-2号（第28条第1項関係）（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書（写し） ② 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（写し）又は保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名 電話番号、FAX番号、 メールアドレス、住所等	

別紙様式第 3 2 - 3 号 (第 2 8 条第 1 項関係)

琉大総第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人琉球大学

学長 ○ ○ ○ ○

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

別紙様式第32-3号（第28条第1項関係）（別紙）

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書（写し） ② 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について （通知）（写し）又は保有個人情報の利用停止をしな い旨の決定について（通知）（写し） ③ 審査請求書（写し） ④ 理由説明書 ⑤ その他参考資料
7 諮問庁担当課、担当者名、 電話番号、FAX番号、メール アドレス、住所等	

別紙様式第32-4号（第28条第1項関係）

琉大総第 号
年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

国立大学法人琉球大学

学長 ○ ○ ○ ○

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定に基づく開示請求[個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づく訂正請求、個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定に基づく利用停止請求]に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第1項の規定に基づき諮問します。

別紙様式第32-4号（第28条第1項関係）（別紙）

1 開示請求[訂正請求、利用停止請求]に係る保有個人情報等の名称等	
2 審査請求に係る開示請求[訂正請求、利用停止請求]	<p>(1) 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] の日付、受付番号等</p> <p>(2) 開示請求 [訂正請求、利用停止請求] の宛先</p>
3 補正に要した日数、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の期限	
4 審査請求	<p>(1) 審査請求日</p> <p>(2) 審査請求人</p> <p>(3) 審査請求の趣旨</p>
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	<p>① 保有個人情報開示請求書 [訂正請求書、利用停止請求書] (写し)</p> <p>② 審査請求書 (写し)</p> <p>③ 理由説明書</p> <p>④ その他参考資料</p>
8 諮問庁担当課、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、住所等	

情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした旨の通知書

〇 〇 〇 〇 様

国立大学法人琉球大学
学長 〇 〇 〇 〇

年 月 日付けの国立大学法人琉球大学長に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

担当課等 〇〇〇〇〇〇〇〇 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 国立大学法人琉球大学
学長 ○○ ○○

審査請求人が○○年○○月○○日付けで提起した、処分庁による、保有個人情報に係る文書の○○○○○○○○旨の決定（不作為）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

事案の概要

審理関係人の主張の要旨

第1 審査請求人の主張の要旨

第2 処分庁の主張の要旨

理 由

○○年○○月○○日

審査庁 国立大学法人琉球大学

学長 ○○ ○○

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国立大学法人本法人を被告として（訴訟において国立大学法人本法人を代表する者は「○○○○」となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした決定が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。決定の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国立大学法人本法人を被告として（訴訟において国立大学法人本法人を代表する者は「○○○○」となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。
- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや決定の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。